Ⅰ　産前産後休業及び育児休業期間中の組合員の掛金及び負担金について

１　産前産後休業

産前産後休業期間中の掛金等は、産前産後休業を開始した日の属する月から産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間について、免除されます。

掛金等免除の対象となる産前産後休業期間とは、出産の日以前４２日から出産の日後５６日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間（特別休暇の産前産後休業とされた期間）をいいます。

※１　出産の日が出産予定日より後の場合は、出産予定日以前４２日から出産の日後５６日までの間となります。
※２　多胎妊娠の場合は、出産の日以前９８日から出産の日後５６日までの間となります。
※３　条例等により、５６日（８週間）の産前休暇が付与されている等の場合において、上記期間より長い産前産後休暇を取得したときでも、掛金等免除の対象となる期間は、出産の日以前４２日から出産の日後５６日までの間となります。

【免除される掛金及び負担金】
掛　金：短期・福祉・介護・退職等年金
負担金：短期・福祉・介護・退職等年金
保険料：厚生年金保険
※　短期負担金については、「育児休業手当金及び介護休業手当金にかかる公的負担金、長期負担金については、「基礎年金拠出金にかかる公的負担金」及び「公務等給付負担金」の部分は免除になりません。

【掛金等免除の申出について】
組合員本人の申し出により上記掛金が免除となります。
必要書類……「産前産後休業掛金免除申出書」

２　育児休業

育児休業等（※４）の期間中の月額の掛金等は、休業の期間に応じて次のとおり免除されます。

（１）育児休業等を開始した日の属する月と育児休業等が終了する日の翌日が属する月が異なる場合
育児休業等を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間について、免除されます。（※５）

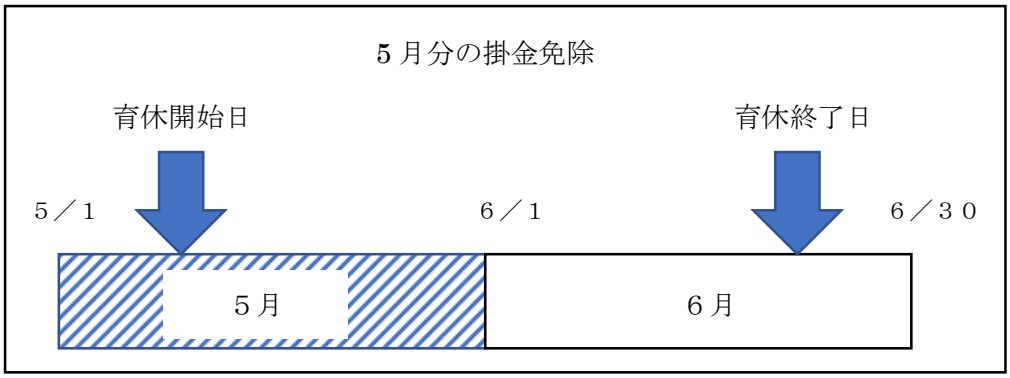

（２）育児休業等を開始した日と育児休業等が終了する日の翌日が同月の場合

育児休業等の日数が１４日以上（休業期間中に就業予定日がある場合は、当該就業日を除く。また、土日等の休日も期間に含む。）の育児休業等を取得していれば、当該月の掛金等が免除されます。（※５、６）

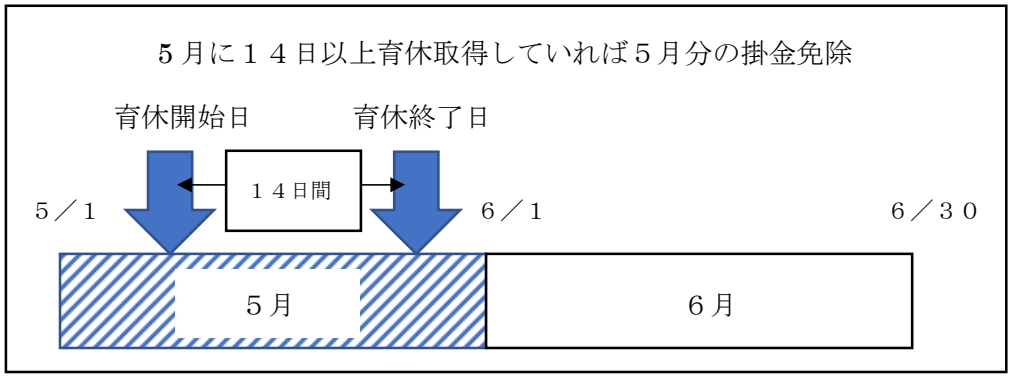

また、賞与にかかる掛金等については、賞与月の末日を含んだ連続した１か月（土日等の休日も期間に含む。）を超える育児休業等を取得した場合に限り、免除されます。（※５、６）

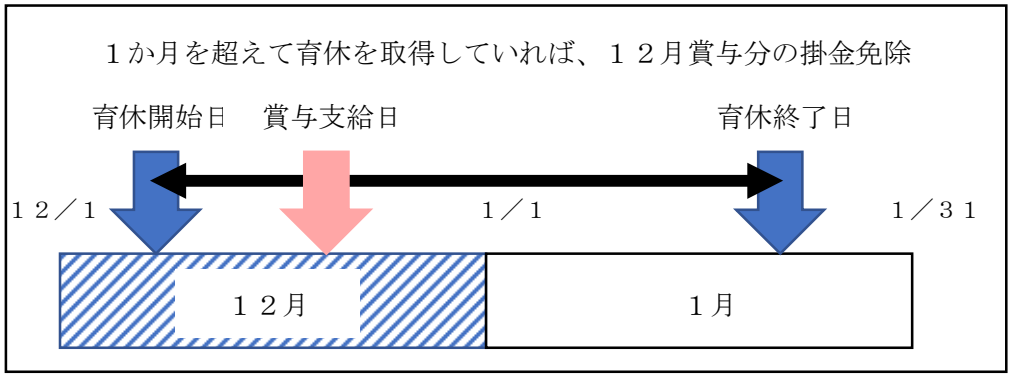

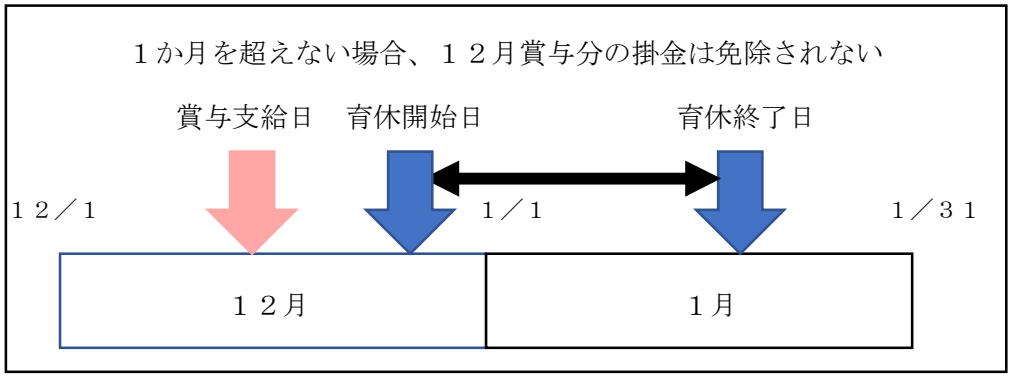

※４　育児休業および育児休業等の制度に準ずる措置による休業をいいます。

※５　連続する２回以上の育児休業等をしている場合、１回目の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に就業日がないときは、それぞれの日数を合算して得た日数を使用します。この取り扱いは、令和４年１０月１日以降に開始した育児休業等が対象になります。

※６　令和４年１０月１日以降に開始した育児休業等が対象になります。

【免除される掛金及び負担金】

掛　金：短期・福祉・介護・退職等年金

負担金：短期・福祉・介護・退職等年金

保険料：厚生年金保険

※　短期負担金については、「育児休業手当金及び介護休業手当金にかかる公的負担金、長期負担金については、「基礎年金拠出金にかかる公的負担金」及び「公務等給付負担金」の部分は免除になりません。

【掛金等免除の申出について】

組合員本人の申し出により上記掛金が免除となります。

必要書類……「育児休業掛金免除申出書」

なお、申し出後に育児休業の期間に変更があった場合は、「育児休業掛金免除変更申出書」

Ⅱ　3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例について

3歳未満の子を養育する組合員が、育児短時間勤務や部分休業等で報酬額が低くなったことにより、将来の年金の給付額が低くなることを避けるための制度です。

3歳に満たない子を養育する父母である組合員が共済組合に申出をしたときは、子が3歳になるまでの標準報酬月額と、子を養育することになった日の属する月の前月の標準報酬月額を比較し、高い方が年金の算定に適用されます。

なお、追加の保険料(掛金)の負担はありません。

１　申出方法

公立学校共済組合秋田支部（０１８－８６０－５２２１）までご相談ください。

２　その他

遡及して認められる期間は、申出が行われた月の前月までの過去2年間です。この制度は平成27年10月1日の被用者年金制度一元化に伴い、施行されたものです。一元化前から3歳未満の子を養育している場合の経過措置については、上記までお問い合わせください。